

令和6年度 茨城町 予防接種のお知らせ【保存版】

予防接種には、定期接種（予防接種法に基づくもの）と、任意接種（希望者が接種するもの）があります。予防接種を受け、適切な時期に免疫をつけ感染症にかからないよう予防しましょう。

【予防接種の助成期間】

令和6年4月1日から令和7年3月31日

（インフルエンザは令和6年10月1日から令和7年1月31日）

【予防接種の受け方】



医療機関へ
予約します



接種日に医療機関へ下記のものを持参し、予防接種を受けてください。

- ・ 予診票
- ・ 被保険者証
- ・ 母子健康手帳
- ・ 自己負担金

【実施医療機関】

定期接種—県内の医療機関（県医師会と契約している医療機関）

任意接種—茨城町内・水戸市内の契約医療機関（予診票送付時に医療機関一覧を同封）

【予診票の送付】

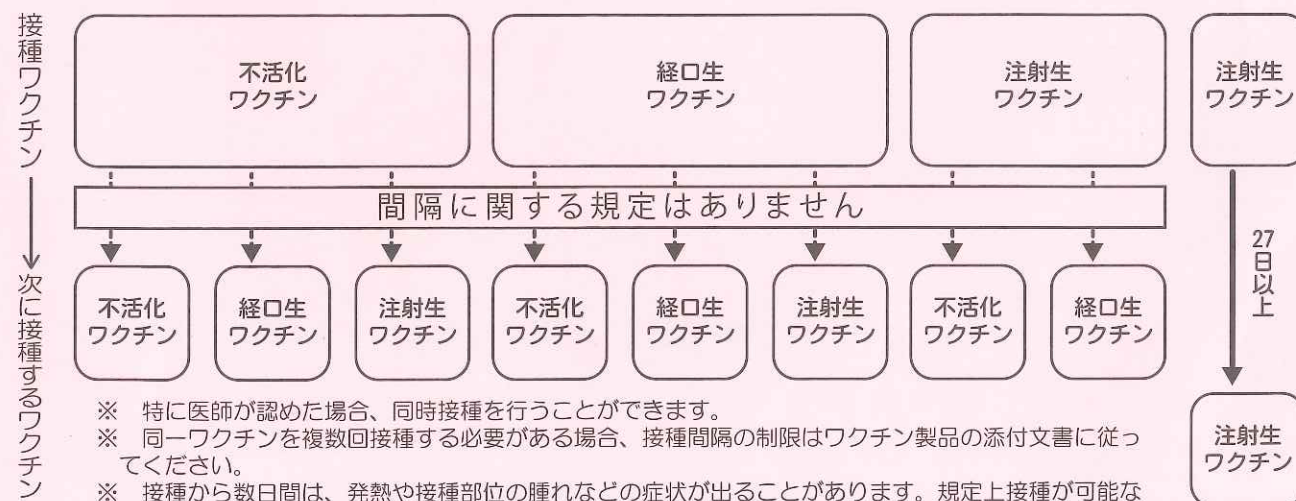
対象者へ接種時期に合わせて予診票を送付します。

（任意接種をご希望の方は健康増進課へお問い合わせください）

インフルエンザ予診票は9月下旬に送付します。

【予防接種を受ける際に注意すること】

- ・ 予診票と一緒に送付する説明書をよく読み、体調の良い、適切な時期に予防接種を受けてください。
- ・ 子どもの予防接種には保護者が付き添ってください。やむを得ない事情により保護者が同伴できず、代理人が付き添う場合には保護者の「委任状」が必要になります。
- ・ 転入や紛失等で予診票をお持ちでない方は、健康増進課の窓口までお越しください。
※子どもの予防接種には、必ず母子健康手帳を持参してください。
- ・ 種類の違う予防接種を受ける場合には、接種間隔が異なります。定められた接種間隔を守ってください。（下記参照）



※ 特に医師が認めた場合、同時接種を行うことができます。

※ 同一ワクチンを複数回接種する必要がある場合、接種間隔の制限はワクチン製品の添付文書に従ってください。

※ 接種から数日間は、発熱や接種部位の腫れなどの症状が出る場合があります。規定上接種が可能な期間であっても、必ず発熱や接種部位の腫れがないこと、体調に問題がないことを確認し、医師と相談のうえ接種してください。

【町民税非課税世帯、生活保護世帯の方】

下記に該当する予防接種対象の方は、医療機関へ個人負担免除券^{※1}（生活保護受給者証等若しくは世帯全員分の非課税証明書でも可）の提出により接種費用の全額を公費負担します。

	インフルエンザ（高齢者・小児）	成人用肺炎球菌
町民税非課税世帯	対象	定期接種のみ対象 ※任意接種は対象となりません
生活保護世帯	対象	対象

※1 個人負担免除券の発行

事前に健康増進課窓口で「個人負担金免除申請書」を提出してください。確認後、即日交付します。

- ・ 今年転入された方は、令和6年1月1日時点で居住していた市町村の税務担当課より「令和6年度市町村県民税非課税証明書」を取り寄せて、健康増進課へ提出してください。

【持参するもの】

窓口に来る方の身分証明ができる書類（運転免許証・保険証・マイナンバーカード等）

※ 本人・同一住所のご家族以外の方が申請する場合は「委任状」が必要です。委任状はホームページからダウンロードできます。

【長期療養を必要とし、定期接種を受ける機会を逃した方】

厚生労働省で定める対象特定疾病^{※2}により長期にわたり療養を必要とされた方で定期の予防接種の機会を逃した方は、定期接種が可能と判断された日から起算して2年間は定期接種として接種を受けることができます。ただし、予防接種の種類によっては年齢の上限があります。該当される方は健康増進課へお問い合わせください。

※2 対象特定疾病（悪性新生物、血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、先天性代謝異常、膠原病、慢性心疾患、内分泌疾患、先天異常、アレルギー疾患）

【予防接種の償還払いについて】

里帰りや県外にかけつけの病院がある等の事情により、県外で定期接種を受ける場合や町で助成をしている任意接種を契約医療機関以外で受ける場合、接種費用の償還払（立替払い）を行っております。ご希望の方は予防接種を受ける前に健康増進課にご相談ください。

また、平成9年度から17年度生まれの女子で、HPVワクチンの定期接種の期間を過ぎて、令和4年3月31日までの間に自費で接種した方は、償還払いの対象となります。詳細につきましては、茨城町ホームページをご覧ください。

- ・ 申請時に必要なもの：予防接種について記載のある領収書、母子健康手帳（小児）または予防接種済証等（成人）、印鑑、口座番号のわかるもの
- ・ 申請期間：令和7年3月31日まで

今後の予防接種の変更点については「広報いばらき」や町ホームページ等でお知らせします。不明な点は、健康増進課へお問い合わせください。

→裏面の「予防接種の一覧表」もご覧ください。

※令和6年3月末時点の状況です。今後、国の要綱改正等により変更になる場合があります。